

## 第1 指導教育責任者講習（追加取得講習）の公示

警備業法第22条第2項第1号の規定に基づく指導教育責任者講習（追加取得講習）について、令和元年5月14日の「県報」に登載されましたが、その内容は次のとおりです。

## ◎新潟県公安委員会告示第2号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）を次のとおり実施する。

令和元年5月14日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

## 1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務に係る講習（以下「4号警備業務」という。）

## 2 実施期間及び場所

## (1) 実施期間

令和元年6月18日（火）及び令和元年6月19日（水）の2日間の午前9時から午後5時まで

## (2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービルI

## 3 受講定員

30人

## 4 受講対象者

受講申込みを行う日において、受講講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者を対象として実施する。

## 5 受講申込手続

## (1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

## ア 受付期間

令和元年5月27日（月）及び令和元年5月28日（火）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

## ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

## (2) 受講申込書の提出等

## ア 受講申込書の提出

(1) により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 資格者証又は修了証明書の写し

(イ) 4号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類及び履歴書

イ 提出期間

令和元年6月10日(月)及び令和元年6月11日(火)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

10,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)

第2 警備員指導教育任者講習(追加取得講習)受講申込みに当たっての留意事項

講習の受講申込みは、告示文5(1)の電話による事前申し込みをして、受理された人が対象です。

受講手続きの流れは次の図のとおりです。

